

Title	援助配分・供与についての新しいアプローチ： ヒューマン・セキュリティとミレニアム開発目標の達成に向けて
Sub Title	
Author	白井, 早由里(Shirai, Sayuri)
Publisher	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
Publication year	2005
Jtitle	総合政策学ワーキングペーパーシリーズ (Policy and governance working paper series). No.58
JaLC DOI	
Abstract	近年、世界的な貧困の蔓延に終止符をうつべく、ドナー・コミュニティによってさまざまな試みが行われている。2000年に国連ミレニアム・サミットが開催され、それを受けて開発途上国が2015年までに実現すべき具体的な目標としてミレニアム開発目標 (MDGs) が発表されている。そして2002年にメキシコで開催された国連開発資金国際会議では、MDGsの達成に向けてドナー国がODAの対GNI比を現行の0.25%から0.7%まで増額する努力目標を採択している。同時に、援助受益国が規律を高め、援助資金を有効に使う責任があることも確認している。本稿では、こうした環境の変化に対応した援助配分・供与パターンについて検討する。最近の研究動向を展望し、一つの試みとして良い政策環境を維持する受益国とそうでない国に分け、前者に対する援助増額を強化する新しい選定アプローチを模索する。
Notes	21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA76859882-00000058-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

援助配分・供与についての新しいアプローチ ーヒューマン・セキュリティと ミレニアム開発目標の達成に向けてー

白井早由里 *

2005 年 1 月

21 世紀 COE プログラム

「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

本研究は東京財団および文部科学省 21 世紀 COE プログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点ーヒューマンセキュリティの基礎的研究を通して」からのご支援を頂いた。また、本研究の成果は内閣府 21 世紀ビジョン主催セミナー、経済産業省主催セミナー、公文俊平グローバル・コミュニケーション・センター代表主催セミナーで発表された。

* 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科／総合政策学部 (sshirai@sfc.keio.ac.jp)

援助配分・供与についての新しいアプローチ
—ヒューマン・セキュリティとミレニアム開発目標の達成に向けて—

白井早由里

【概要】

近年、世界的な貧困の蔓延に終止符をうつべく、ドナー・コミュニティによってさまざまな試みが行われている。2000年に国連ミレニアム・サミットが開催され、それを受けて開発途上国が2015年までに実現すべき具体的な目標としてミレニアム開発目標（MDGs）が発表されている。そして2002年にメキシコで開催された国連開発資金国際会議では、MDGsの達成に向けてドナー国がODAの対GNI比を現行の0.25%から0.7%まで増額する努力目標を採択している。同時に、援助受益国が規律を高め、援助資金を有効に使う責任があることも確認している。本稿では、こうした環境の変化に対応した援助配分・供与パターンについて検討する。最近の研究動向を展望し、一つの試みとして良い政策環境を維持する受益国とそうでない国に分け、前者に対する援助増額を強化する新しい選定アプローチを模索する。

キーワード：ミレニアム開発目標、ODA、ガバナンス、援助選定

1 はじめに

近年、世界的な貧困の蔓延に終止符をうつべく、ドナー・コミュニティによってさまざまな試みが行われている。2000 年 9 月にニューヨークで国連ミレニアム・サミットが開催され、198 ヶ国の加盟国が、21 世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言を採択した。そして、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッド・ガバナンス、アフリカの特別なニーズへの配慮などを国連の主要な課題として掲げた。その後、世界銀行、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）、国連諸機関との協議を重ねた国連総会は、開発途上国が 2015 年までに実現すべき具体的な目標としてミレニアム開発目標（Millennium Development Goals [MDGs]）を発表した。

MDGs は、2015 年までに（1）1 日 1 ドル未満で生活する貧困人口の割合を半分に削減、および飢餓に苦しむ人口の割合の半減、（2）初等教育を 100% 普及、（3）全教育レベルにおける男女格差の解消、（4）5 歳未満児の幼児死亡率を 3 分の 1 に削減、（5）妊産婦の死亡率を 1990 年の 4 分の 1 に削減、（6）HIV/AIDS の蔓延を阻止し、その後は削減、およびマラリアやその他の主要な疫病の発生を阻止、（7）環境資源の喪失の阻止と回復、安全な飲料水を継続的に利用できない人口の割合を半減、2020 年までに最低 1 億人のスラム居住者の生活を改善、（8）貿易・金融システムの構築、最貧国の（債務救済、ODA 提供、最貧国からの輸入促進などの）特別なニーズへの取り組み、債務問題への包括的取り組み、民間セクターとの連携で情報・通信分野の新技术による利益の確保、などの 8 大目標から構成されている。2015 年という具体的な達成期限と数値目標を定め、その実現を国際機関で公約としたことは画期的な動きである。

そして、2002 年 2 月に世界銀行は、MDGs を達成するには、今後 15 年間に追加支援として毎年 400 ～ 600 億ドルの追加支援が必要との試算を発表した。同時に、援助の有効性を高めるためには開発途上国が適切な経済政策・構造改革を実施する必要があること、制度・ガバナンスが整備された国では援助の増額は MDGs の達成に重要な役割を果たすと指摘している。同年 3 月のメキシコ・モントレレーで開催された国連開発資金国際会議では、MDGs の達成に向けてドナー国が ODA の対 GNI 比を現行の 0.25%（2003 年では約 680 億ドルに相当）から 0.7%（約 1900 億ドルに相当）まで増額する努力目標が採択されている。2002 年 6 月にはカナダで主要国首脳会議（カナサキス・サミット）が開催され、120 億ドルの援助増額の半分をアフリカ地域に振り向けるほか、最大 10 億ドルの追加支援を打ち出している。この増額分は米国や欧州連合（EU）、カナダなどが約束した金額の合計である。こうした貧困削減に向けた新しい潮流のなかで、日本は厳しい財政事情のもと 2001 年から ODA 総額を減額している。日本は 1989 年に米国を抜いて世界第 1 位の ODA 供与国になり、1991 年から 2000 年まではこの地位を維持し続けた。しかし、現在では ODA を増額できる見通しは立っていない。さらに、日本の ODA 供与額は GNI 比ではわずか 0.23% であり、努力目標の 0.7% からほど遠い。しかも、2003 年に改訂された ODA 大綱では MDGs の達成という言葉が盛り込まれず、援助の質を高めるための明確な戦略が十分に盛り込まれているとは言えない。MDGs 達成に向けて「量」で対応できないのであれば、新しい開発戦略を打ち出し「質」への転換が必要である。2015 年までにサブ

サハラ・アフリカ地域を中心に MDGs を達成できない事態に陥った場合（その可能性はきわめて高いが）、その原因の一つとして日本の消極的な対外経済協力姿勢にあるとの批判を受けないためにも、そして経済大国としてのリーダーシップを高めるためにも、日本はいま新しい援助戦略について模索する時期が来ていると思われる。

本稿では、最近の援助供与パターンについての最近の研究動向を展望し、一つの試みとして新しいアプローチを模索する。新しいアプローチとは受益国を良い政策環境を維持する国とそうでない国とに分けて、対外債務状況に配慮しつつ前者に対する支援を強化する発想である。本稿は5章から構成される。第2章では援助供与戦略ならびに援助選定国に関する先行研究をサーベイする。第3章では世界銀行の最近のアプローチ並びに米国が提案している新しい援助政策を紹介する。第4章では、新しい基準にもとづいた援助方法について検討する。第5章は結語とし、政策インプリケーションについて検討する。

2 先行研究のレビュー

2-1 援助供与戦略の転換

世界銀行や IMF などの国際開発機関による援助は譲許的融資が中心で、コンデショナリティが伴うのが一般的である。ここには融資条件として良い経済政策・構造改革の実施を義務付けることで受益国の政策を変更できるとの前提がある。しかし、最近の実証研究では必ずしもこうした前提が支持されていない。Killick (1991)、Ranis(1995)、Mosley et al.(1995)、World Bank(1998) は援助と経済政策の質の間にシステマティックな関係がみられないと指摘している。Devarajan et al. (2001) はサブサハラ・アフリカ地域 10 ヶ国の 1993-99 年データを用いて、経済政策（マクロ経済政策、構造改革、公共部門の管理、社会的救済政策）と援助の対 GDP 比の関係を分析している。そして、これらの間に相関はみられず、援助は開発途上国の経済政策決定において主要な決定要因ではないことを明らかにしている。Burnside and Dollar (1997、1998、2001) も、援助額はマクロ経済政策の質に影響を及ぼしていないことを示している。

Dollar and Svensson(2000) は、220 件の世界銀行の構造改革プログラムの成功は国内政治状況に依存していることを明らかにしている。Rose and Hay (2001) は 1980 年代と 1990 年代に IMF と世界銀行は 958 件のコンデショナリティを伴う融資を実施したが、この内融資を受けた低所得国では政府の管理ミスが続き、コンデショナリティも十分に実行に移されなかったと指摘している。Easterly(2001) は、国際開発機関やドナー国は受益国政府の経済政策が経済成長をもたらす望みがほとんどないときにさえ融資を続けてきたこと、ときには旧債務の支払いを可能にするために借款を供与し続けることが多く、コンデショナリティが達成できていないときでも支援を続けることがあったと指摘している。

IMF (2002) は IMF から融資を受けている開発途上国の中で、ランダムに 10 年間を選びその内 7 年以上にわたって融資を受けている国を「長期利用国 (Prolonged User)」と定義して分析したところ、かなりの長期にわたる長期利用国が複数存在することを指摘している。例えば、1971 - 2000 年の期間にフィリピンは約 25 年間も IMF 融資を受けており、パナマ、パキスタン、ハイチ、セネガルな

ども 20 年以上の長期利用国である。本来、IMF から融資を受けた国は援助資金を有効に使うことで経済成長を遂げ、やがて自立することが期待されているが、多くの諸国は IMF 融資への依存を続けている。この理由として、低所得国の国際収支の赤字は構造的要因によるところが多く、調整に時間がかかることから、短期融資を中心とする IMF からの融資を繰り返してきたことが指摘されている。また IMF(2002) では IMF による長期間にわたる融資継続が国際社会で期待されており、IMF からの融資が他の国際機関や債権国からの新規融資を受けるための「お墨付き」とみなすようになった国際コミュニティの環境の変化を指摘している。それに加えて、開発途上国による楽観的な成長予想と現実のずれ、合意した経済政策へのコミットメントの欠如、交易条件の変化や天候不順などの不確実な要素を考慮にいれた柔軟な経済プログラム作成の欠如などが指摘されている。このことから、開発途上国が適切な経済政策を実施するように IMF がコンデショナリティを課したとしても、良い政策を持続していくのが困難なことが多いことがわかる。

最近では、適切な経済政策が実施に移されるかどうかはその国の説明責任、法と秩序のあり方、政府の安定性などの非経済的要因と深く関わっていることへの認識が高まっている。制度・ガバナンスが未整備で、政府の安定性が十分に確保されていない場合には、適切な経済政策を持続させることが困難であると考えられる (Rose and Hay 2001)。Dollar and Svensson(2000) は、経済改革プログラムの成功は政府の存続期間の長さやリーダーが民主的に選出され国民の支持を受けているかなどの政治経済的要因に依存すると指摘している。ドナーが影響を及ぼすことのできるのは、国際開発機関であればマクロ経済プログラム、ドナー国であれば特定セクター支援などで政治経済的要因ではない以上、ドナーが経済改革プログラムの成功に及ぼす影響は限定されることになる。

こうして援助で政策変更を促すことは期待されるほど有効でないことがわかる。これに対して、最近では、逆方向のアプローチが提唱されている。すなわち、援助は開発途上国の所得水準だけでなく経済政策の質や制度・ガバナンスの進展の度合いをもとに決定し、援助額や援助タイプも各国の政策実施状況に応じて判断し、改革に対する国民支持が高まるように供与すべきであるとの見解が高まっている。ガバナンスとは狭義には政府のガバナンスを指し、広義には司法・立法制度、知的財産権保護、効率的な金融・資本市場、民主制などの国全体の制度・ガバナンスの成熟度を指している。政府のガバナンスとは個人、企業、非営利団体など社会を構成する多様な利害関係者間の調整を行い、貧困削減や公平性を伴いながら長期的な経済発展と安定に向けた政策を展開し持続させる能力や組織を指しており、官僚の質、政府の安定性、説明責任、汚職などの指標が用いられることが多い。そして、経済改革の実施前には技術協力と政策対話を中心に支援する。改革が実施され始めた段階では政策対話を継続しながら、政策実行の義務付けを伴う借款を中心にし、支援額も段階的に増加させる。そして、改革後期では支援額を持続する一方で、コンデショナリティ等による縛りを弱めていく援助供与パターンである。

たとえば、Devarajan et al. (2001) はウガンダとガーナの事例をあげて、いずれも軍事クーデターによる政権であるが経済改革を推進し成功を納めていると指摘している。そして、この成功にはドナーによる支援方法が関わっていると主張している。クーデター直後は両国ともスターリン主義の影響を受けて価格統制、貿易規制、国営企業中心の生産体制、過大評価された為替制度を維持し、社会主

義国からの援助に依存していた。しかし、こうした政策がうまくいかないことが判明すると市場型経済政策に切り替え、改革に着手した。この状況下でドナーは当初は様子見の姿勢をとり、援助額を小額にし、技術協力や政策対話を中心とした支援を実施した。そして、経済改革が起動に乗り始めてから、適切な経済政策・構造改革の実施を義務付ける借款を中心に援助額を段階的に増やした。援助額は1980年代中旬に急増し、援助額はIMFや世界銀行主導の支援プログラムのもとで（コンディショナリティとして義務付けられる）経済政策の改善に対応する形で増えていった。1990年代に入ると国際開発機関から二国間支援に援助の比重がシフトし、援助タイプは借款から無償資金協力が中心となった。また、Devarajan et al. (2001) はベトナムも同様なプロセスを辿ったと指摘している。

反対に、ナイジェリアやコンゴ民主共和国では良い政策を実施していないにもかかわらず当初から多額の援助を受けたために、必要な経済改革の実施を怠り、汚職がはびこる政権を温存させる結果となったと指摘している。このような体制下では、たとえ援助に必要な政策の実行を義務付けたとしても、必要な経済政策の実現をもたらさなかったことを明らかにしている。このことから、援助額が少なかったガーナやウガンダでは援助に過度に依存することができなかったために、必要な経済改革の実施以外に選択肢がなかったことが、結果として改革を促進し、高い援助効果が得られたことがわかる。また、Devarajan et al. (2001) は、先進国や国際開発機関はこれまで開発途上国の経済改革の実行状況に合わせて援助額や援助タイプの選定を行ってこなかったこと、類似した支援パッケージをどの国に対しても提供してきたと指摘している。

こうして最近では、ウガンダとガーナの事例から明らかなように、自発的に経済改革へのコミットメントを強め、制度・ガバナンスの整備に努めている国、すなわち「良い政策環境」にある国に対して援助を供与すべきであるという見解が高まっている。この背景には、どの時点で開発途上国の政府が良い政策へ転換するかそのタイミングを見極めるのが難しいというドナーの経験も反映している（World Bank 1998）。こうして、援助効果を高めるには良い政策環境にない国に対してコンディショナリティを課して変更を支援するのではなく、すでに良い政策環境がある国に対してそれをさらに推進・強化すべく援助を増額すべきであるという結論が得られることになる。Devarajan et al. (2001) の研究はこれまでの援助供与アプローチの方向性を変えることで、援助が受益国の良い政策環境の形成を促進できる可能性を示唆している。

2-2 援助供与国の選定

Collier and Dollar(2002) は、各国の貧困の程度と良い政策を考慮して援助効果の方程式を推計し、各国への援助配分を検討している。そして1998年のODA供与額データをもとに各国にとって望ましい配分を算出し、(1) 良い政策・深刻な貧困状態、(2) 悪い政策と深刻な貧困状態、(3) 悪い政策・マイルドな貧困状態、(4) 良い政策・マイルドな貧困状態のカテゴリーに国を分類している。政策変数として、世界銀行が作成している未公開の国別政策・制度評価（Country Policy and Institutional Assessment [CPIA]）指標を用いている。CPIAは4つのグループ（経済運営、構造政策、社会・公正政策、公的管理・制度）に区分される20指標を単純平均したものである。

Collier and Dollar(2002)はこの分類方法にもとづく実際の供与額の68%が良い政策・深刻な貧困状況の国、28%が悪い政策・深刻な貧困状況の国に配分されていることを示している。こうした試算は、今後のODA供与配分のあり方を考える際に参考とすることができる。とくに2002年3月のモンレー・コンセンサスに基づきドナー国のODAの対GNI比が現行の0.25%から0.7%へ拡大させる努力目標が実現した場合に、その増額部分をどの開発途上国に配分すべきかの選定でこうした手法を参考にできる。

Heller and Gupta (2002)は、モンレー・コンセンサスが実行に移されたと仮定して、援助の増額部分をどの国に配分するかについていくつかの基準を提示している。第一基準として、1998年1人当たり所得が761ドル以下の後発国で制度・ガバナンス基準を満たし、これまで適切な経済政策を実践してきた実績のある国に対して配分する場合を考える。また、それぞれの国の経済規模を考慮する。この基準によると、1人当たり所得が500ドル以上の国の貧困国には援助が供与されないことになる。たとえば、インド、ナイジェリア、パキスタン、ベトナムなどの所得国、中国、インドネシア、フィリピンなどの低中位所得国はこの基準では対象国として含まれない。第二基準として、絶対的貧困者数が多い国に配分する方法である。この基準では、貧困者数が多い国に援助が増えることになる。しかし、この基準では最貧国が含まれない可能性が高い。

そこで、Heller and Gupta (2002)は、Collier and Dollar (2002)の研究をもとに、援助配分に関して3つのシナリオを用いている。第一シナリオは、後発国でかつ良い政策を実施している国に援助額の総額に応じて追加支援が配分される。この基準にもとづく、エチオピア(90%)、ウガンダ(52%)、ブルンジ(60%)、ベトナム(48%)、ニカラグア(43%)、ガイアナ(57%)、キルギス(74%)で援助の対GDP比がかなりの程度上昇することになる。しかし、この場合、中国やインドなどの絶対的貧困者数が多い国でかつ良い政策を実施している国に、十分な援助が配分されないことになる(これら2国の全ODA総額に占める割合は全体の11%程度である)。中国、インド、インドネシア、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、ベトナムは合計で860億ドルの追加支援を受け取り、サブサハラ・アフリカ地域は520億ドル(この内、ナイジェリアは100億ドル)受け取ることになる。また、このシナリオ通りに低所得国に援助配分が増えると、援助のオランダ病や汚職の誘発といった問題が深刻化するおそれがある。

第二のシナリオは、Collier and Dollar (2002)の基準を用いるが、中国とインドへの供与額を増やす案である。これにより、中国とインドは予想されるODA総額1750億ドルのうち、1160億ドル(中国は764億ドル、インドは400億ドル)受け取ることになる。一方、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、ベトナムは合わせて250億ドル受け取る。この結果、後発国に対してわずか300億ドルしか供与されないことになる(この内、3分の1がバングラデッシュに配分される)。サブサハラ・アフリカ地域への支援は200億ドル内に留まり、この内40億ドルがナイジェリアに配分される。ただし、援助が1人当たり所得基準で後発国よりも上回る国に配分されれば、経済規模が大きいため、それだけ援助吸収能力が高いと考えられる。

第三のシナリオは、ODAは1日1ドル以下の所得または消費で定義される貧困人口に比例して、配分する案である。この場合、中国とインドは合わせて1120億ドル受け取ることになる。二国の総

額は、第二シナリオと大差は無いが、貧困者数が多いインドはより多くの 730 億ドル受け取り、中国は 390 億ドル受け取ることになる。サブサハラ・アフリカ地域は 330 億ドル受け取ることになる。後発国は平均して GDP の 32% を受け取り、低所得国が 8% であるのと比べるとかなり増えることになる。すなわち、貧困者数で評価すると、援助は南アジアと東アジアに対して増えることになる。そうした低所得国または低中位所得国で貧困者数が多い国に援助額を増やすことで、世界的な貧困の蔓延を押さえ、所得格差を縮小させることができる。

Devarajan et al.(2002) も類似したアプローチで受益国を分類している。まず現行のままで MDGs の第一目標の貧困人口比率にもとづき進展状況が良い 86 ヶ国（グループ 1）と低所得国で援助が増額されなければ MDGs を達成できないと思われる 65 ヶ国（グループ 2）に分類する。そしてグループ 2 をさらに、マクロ経済、構造改革、政府の質、弱者に対する社会政策などで良い政策を実施している 43 ヶ国と不適切な政策を実施している 22 ヶ国に分類する。そして、良い政策を実施している国に対しては、援助額が 2003-05 年までに年間 540 億ドルまで（あるいは 1999 年よりも年間 390 億ドル）増える必要があると算出している。

つぎに、良好でない政策を実施している国については、二つのシナリオを提示している。一つのシナリオは政策の改善により貯蓄率と（第 3 章でもふれている）限界資本産出量比率（ICOR）が良い政策を実施している国の水準にまで改善するシナリオである。こうした国が MDGs 第一目標を達成するためには、援助額は 2003-05 年までに年間 30 億ドルから 180 億ドルへ増額されることが必要であると指摘している。もう一つのシナリオは貯蓄率と ICOR が 1990 年水準まで改善しないケースで、この場合に第一目標を達成するためには援助額は年間 260 億ドルへ増額されることが必要であると指摘している。つまり、経済状況が改善しない国についてはより多くの支援が必要ということになる。これら二つのシナリオより、政策を改善し第一シナリオを実現することで供与しなければならない援助額を 80 億ドル節約できることになる。この節約額は 1999 年にこれらの国に実際に供与された援助総額の倍以上に相当する。

こうして援助増額と政策改善を同時に行うことができれば、MDGs の達成が可能となる。とくにグループ 2 に対して多額の支援が必要であり、そのうち良好な政策を実施していない国は援助効果が低いとより多くの援助を提供しなければならないことになる。Devarajan et al.(2002) は現行の政策のままではグループ 2 に必要な援助額は 620 億ドルとなるが、政策が改善した場合には 540 億ドルの追加支援まで引き下げることができると指摘している。ただし、こうした試算は国の選定や援助額について参考にすることはできるが、各国のデータの質や入手可能性の問題、ICOR の不安定性問題などがあることから、取り扱いには十分な注意が必要である。

3 新しい援助供与アプローチ：世界銀行と米国政府のケース

最近では、政策環境の良い国は援助効果が高いので、援助の増額はこうした国へ向けるべきであるとの見解が高まっている（Burnside and Dollar 2001）。不適切な政策を実施し、制度・ガバナンスが未

整備な国でかつ貧困が蔓延している場合には、援助の収穫通減状態が比較的早く到来するため、多額の資金を供与することは正当化できないからである。また、良い政策や制度・ガバナンスは援助の貧困削減効果を高めるだけでなく、同時に援助は良い政策が経済成長に及ぼす効果を高めることができるとの考え方が広まってきている (Collier and Dollar 2002)。

このような見解をもとに、世界銀行では経済政策、制度・ガバナンスと援助効果の関係についての認識を深めており、譲許的融資行になっている国際開発協会 (IDA) の資金配分額においてパフォーマンス・ベース配分 (Performance Based Allocation[PBA]) を導入し、PBA の良好な国に対して IDA 配分を増やし、そうでない国には減らしている。PBA は次のようにして実施されている。第一に、PBA は国別政策・制度評価 (Country Policy and Institutional Assessment [CPIA]) とポートフォリオ・パフォーマンス格付け (Portfolio Performance Rating[ARPP]) から構成される。CPIA は毎年行われ、20 指標から構成され同じウエイトで算出される。20 指標は経済運営、構造政策、社会・公正政策、公的管理・制度の 4 グループに分けられる。世界銀行はこれらの指標について具体的な質問項目を用意して政府に提示し回答を受ける。つぎにベンチマーク国を決めて、最後に全諸国の格付けをレビューして最終決定している。ARPP は世界銀行のポートフォリオの実施状況をみて格付けされている。世界銀行の開発プロジェクトやプログラム管理の質に注目し、同銀行が編集している Annual Report on Portfolio Performance を用いて、各国の実施状況について格付けをしている。第二に、CPIA を 80%、ARPP を 20% のウエイトとして加重平均値を算出する。第三に、加重平均値にガバナンス・ファクターをかけて、IDA 国別パフォーマンス格付けが完了する。ガバナンス・ファクターとは 7 つのガバナンス基準 (CPIA から 6 指標、ARPP から 1 指標) の平均格付けで、この平均を 3.5 (範囲の中間点) で割り、1.5 乗したものを加重平均値にかけて IDA 国別パフォーマンス格付けが得られる。第四に、IDA 配分額は IDA パフォーマンス格付けと、一人当たり GNI (貧困の代理変数) を考慮して決定される。

一方、ODA の増額に消極的であった米国でも新しい援助戦略に向けた動きをみせている。ブッシュ大統領は 2002 年 3 月に「正義が支配し、人的投資が行われ、経済的自由を促進している」低所得国に対して経済成長と貧困削減のために毎年 50 億ドル相当の新たな援助を供与することを目的とした「ミレニアム挑戦会計 (Millennium Challenge Account [MCA])」の設立を提唱した。これは、2004 年会計年度から 2006 年までの 3 年間の期間に ODA を 50% 増額する計画である。米国議会は 2004 年に 1 月に「グローバル開発のための新協定」法案を通し、ミレニアム・チャレンジ・コーポレーション (MCC) の設立、MCC による MCA の管理、2004 年会計年度は 10 億ドル拠出という内容を承認している。そして同年 4 月には認定国が申請書を提出する際に参考とすべき「2004 年会計年度における MCA 支援プロポーザル作成ガイドライン」と「ミレニアム・チャレンジ・アカウント支援申請書のサンプル・エレメント」を発表している。これらのガイドラインでは、認定された国が自国の経済成長・貧困削減戦略や開発プログラムの主要部分を記述し、経済成長と貧困削減の主要な制約要因を示し、政府が MCA 資金をどのように用いるかを説明する申請書を自らの意思で米国に提出することが定められている。

候補国は IDA 支援を受けている国で、1 人当たり所得が 1415 ドル以下で、米国の経済支援適格国

であることとされている。そして正義の支配については6指標（市民の自由、政治的権利、声と説明責任、政府有効性、法の支配、汚職管理）、人的投資については4指標（政府保健衛生支出の対GDP比、DPTとはしかの予防接種率、政府教育支出の対GDP比、初等教育修了率）、経済的自由については6指標（国の格付け、消費者物価インフレ、財政政策、貿易政策、規制の質、企業立ち上げにかかる日数）をあげている。また、受益国は優先地域・セクターを明記し、これらの分野での具体的な達成目標や意図するMCA基金の受益者の詳細な記述（可能であれば性別、所得別、年齢別分類）を行なうこと、優先項目を正当化する根拠を説明すること、申請書作成にあたり公共・民間セクターとのコンサルテーションの実施プロセスについて記述すること、プログラム達成に向けた多年度財政計画実施状況など広範囲にわたる記述が義務付けられている。

そして、前述した基準に沿って1年目（2004年会計年度）の候補国として63ヶ国、2年目（2005年会計年度）の候補国として（1年目候補国を含む）70ヶ国が発表されている。そして2004年5月にMCCは前述した基準に基づいてこの候補国から16ヶ国を選定し、5月20日から6月25日にかけてMCA職員が認定国を訪問し、説明を行なっている。16ヶ国とは、アルメニア、ベニン、ボリビア、グルジア、ガーナ、ホンジュラス、レソト、マダガスカル、マリ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ニカラグア、セネガル、スリランカ、バヌアツである。

こうした動きは新しい援助戦略として注目すべき動きであるが、申請を望む受益国政府の行政負担が高まらない配慮が必要である。二国間ベースの動きが国際開発機関やその他のドナー国との連携を深め、貧困削減戦略ペーパー（PRSP）を補足する形式となることが望ましい。PRSPは発展途上国が貧困削減を具体的実現するための包括的・長期的な戦略を分析・記述したものである。PRSPは発展途上国がIMFや世界銀行、ドナー国、NGOの協力を得て作成し、内容は作成にあたる参加型の対話プロセスの説明、貧困分析、貧困削減の達成目標・指標・モニタリングの方法、および必要な政策および政策の優先順位が含まれている。1999年からは重債務貧困国（Highly Indebted Poor Countries [HIPC]s）として債務救済の適用を受けた国および世界銀行とIMFの譲許的融資を受ける国に対してPRSPの作成が義務付けられている。

4 二つの選定基準にもとづく選定と援助供与パターン

4-1 二つの選定基準

以上の先行研究を踏まえて、本稿では独自に二つのODAの配分基準を提示し、最近の援助戦略の動向を踏まえて新しい選定国のあり方について検討する。第一選定基準はMDGsの達成を重視し、その達成が困難とみられる国への支援を強化する見解に基づいている。ここでは、第一目標である貧困人口比率の削減に焦点をあてることにする。そして、この貧困比率が大きい順に並べて行き、上位15ヶ国を選定する。また、貧困比率が高い水準にあり、しかも比較年度（原則としてMDGsの比較年となっている1990年、しかし国によってはデータが入手できないのでそれ以降の年）と比べて上昇またはほとんど低下傾向を示していない国に注目する。これらの国を2015年までに半減する目

標を達成できない可能性がある「要注意国」とする。援助はこれらの国により多く集中させるべきであると判断される。データは MDG s 第一目標の貧困人口比率に注目し、(1)1 日 1 ドル（PPP レート）以下の生活者の貧困人口比率、(2) 各国が設定する貧困ライン以下の生活者の貧困人口比率（Head Count Ratio）、(3) 1 日 1 ドル以下の生活者の貧困ギャップ比率の 3 指標を用いる。多くの開発途上国では貧困データが入手できず、データの質の問題もあるため、3 つの指標を用いることにする。そして、それぞれの指標をもとに上位 15 ヶ国を選択し、それらの指標の比較年と最新年の間の変化率を算出する。そして、(1) と (2) の指標の平均と (3) の指標を比較し、上位 15 ヶ国を選択する（前者と後者では、貧困の度合いを考慮する後者の指標を優先する）。そして、これらの指標の変化率をみて複数の指標で改善がみられない場合に要注意国（+ のマークがされている）と判断する。データは国連のホームページから入手できるミレニアム・インディケーター・データベースを用いる¹⁾。

表 1 は第一選定基準にもとづく選定結果を示している。3 つの指標で上位 15 ヶ国に上がった国で貧困状況が深刻な要注意国は、マダカスカル、ニジェール、ナイジェリア、ジンバブエ、ブルンジ、ニカラグア、マラウイ、モザンビーク、ガーナである。これらの国が MDG s を達成するには援助の増額が必要とされる国であると考えられる。15 ヶ国の内 14 ヶ国がサブサハラ・アフリカ地域に集中しており、すべて 1 人当たり実質 GDP が 700 ドル以下の後発国（開発途上国のなかの最貧国）に集中している。また、これらの国は、比較年と比べて貧困人口比率が上昇しているか、あるいはほとんど低下していないため、貧困状態がかなり深刻な国である。これらの諸国の貧困者の絶対数は約 2 億人で世界の貧困者数の 19% に過ぎない。しかし、各国の総人口に占める貧困人口が多いことから、MDG s を達成するのが困難な国が多く、これまで以上に援助を集中させることが期待される地域である。

第二選定基準は、貧困の絶対数をみて選定する方法である。ここでは、入手可能な最新の貧困人口比率を用いてそれと各国の人口規模をかけて貧困者数を算出し、上位 15 ヶ国を選ぶことにする。1 日 1 ドル以下の生活者の貧困人口比率と Head Count Ratio の入手可能な最新年度データを用いて、それに 2003 年の人口規模をかけて貧困者数を算出する。そして、算出された二種類の貧困者数を単純平均して、貧困者数の多い順に順位付けを行う。この結果は、表 2 に示されている。これによると、最も貧困者数が多いのが、インドの 3 億 3 千万人、ついで中国の 1 億 4 千万人である。その他の国として、ナイジェリア、バングラデッシュ、インドネシア、パキスタン、ベトナム、ロシア、ブラジル、エチオピア、フィリピン、ウガンダ、コロンビア、タンザニア、ケニアが含まれている。この基準にもとづくと、サブサハラ・アフリカ地域は 5 ヶ国、東アジア地域は 4 ヶ国、南アジア地域は 4 ヶ国、中南米地域は 2 ヶ国、そしてロシアであり、第一選定基準と比べて地域的に多様であることがわかる。また、貧困人口比率が低く第一選定基準に含まれない国で人口が大きいために貧困者数が多い中国やインドが含まれている。第二選定基準の上位 15 ヶ国の貧困者総数は 8 億 8 千万人に達し、全世界の貧困人口の 86% にも達することから、世界の貧困者数を削減するためにはこれらの諸国への貧困削減支援も重要であることがわかる。

つぎに、第二選定基準を採用する場合には、貧困者数が減少する傾向にある国と増えているか、ま

1) ミレニアム・インディケーター・データベース <http://millenniumindicators.un.org/> から入手できる。

表1 第一選定基準：貧困人口比率の高い国（上位15ヶ国）

貧困人口率 (Head Count Ratio)			貧困人口比率 (1ドル以下)			貧困ギャップ比率			多くの 支援が 必要な国		貧困指標 が上昇(+) 1人あたりのGDP 下落(-) (1995年価格)
%		変化率	%		変化率	%		変化率			2003年の 2003年の
ザンビア	72.9	5.3	ウガンダ	84.9	-1.2	ウガンダ	45.6	-4.6	ウガンダ	-	366
マダガスカル	71.3	-2.7	マリ	72.3	-	マリ	37.4	-	ザンビア	-	437
モザンビーク	69.4	-	ナイジェリア	70.2	18.6	ナイジェリア	34.9	19.1	マダガスカル	+	229
マラウイ	65.3	20.9	中アフリカ共和国	66.6	-	ニジェール	34.0	172.0	マリ	+	338
キルギス	64.1	25.7	ザンビア	63.6	-1.5	ザンビア	32.6	-16.2	ニジェール	+	211
ガンビア	64.0	-	マダガスカル	61.0	31.7	マダガスカル	27.9	58.5	ナイジェリア	+	275
コロンビア	64.0	6.7	ニジェール	60.6	45.3	タンザニア	24.4	-	ジンバブエ	+	521
チャド	64.0	-	ジンバブエ	56.1	68.5	ジンバブエ	24.2	168.9	ブルンジ	+	139
マリ	63.8	-	ブルンジ	54.6	20.8	ブルンジ	22.7	64.5	ニカラグア	+	496
ボリビア	62.7	-0.8	ニカラグア	50.5	5.4	ニカラグア	22.6	10.8	マラウイ	+	163
グアテマラ	56.2	-	タンザニア	48.5	-	レソト	19.0	-6.4	モザンビーク	+	234
アルメニア	53.7	-1.8	ブルキナファソ	44.9	-28.3	ガーナ	17.3	355.3	タンザニア	-	221
ホンジュラス	53.0	6.0	ガーナ	44.8	147.5	マラウイ	14.8	-	レソト	+	667
エリトリア	53.0	-	マラウイ	41.7	-	ブルキナファソ	14.4	-47.6	ガーナ	+	447
ケニア	52.0	30.0	ネパール	39.1	-	エルサルバドル	14.1	39.6	ブルキナファソ	-	295

注：貧困指標の上昇・下落の列で、マリは基準年のデータが入りできないため空欄となっている。

出所：http://millenniumindicators.un.org/unsd/mi/mi_goals.asp をもとに筆者作成。

表2 第二選定基準：貧困人口の多い国（上位15ヶ国）

Head Count Ratioベース				1ドル以下貧困人口比率ベース				(A+B)/2		貧困人口比率 変化率が 上昇(+) 下落(-)
国名	貧困者数 (A)	全人口	貧困人口比率に よる割合	国名	貧困者数 (B)	全人口	貧困人口比率に よる割合	国名	貧困者数	
インド	299,911,333	27.5	-20.6	インド	363,878,435	35.6	-17.6	インド	331,894,884	-
バングラデシュ	67,570,632	6.2	-2.4	中国	212,546,400	20.8	-49.7	中国	135,722,400	-
中国	58,898,400	5.4	-23.3	ナイジェリア	93,215,070	9.1	18.6	ナイジェリア	69,247,378	+
インドネシア	57,375,036	5.3	72.6	バングラデシュ	48,846,240	4.8	0.3	バングラデシュ	58,208,436	ミックス
パキスタン	47,238,052	4.3	14.0	ウガンダ	20,885,400	2.0	-1.2	インドネシア	36,626,868	ミックス
ナイジェリア	45,279,685	4.1	-	パキスタン	19,416,868	1.9	-72.0	パキスタン	33,327,460	ミックス
ロシア	44,517,941	4.1	-	タンザニア	17,062,785	1.7	-	ベトナム	27,585,432	+
ベトナム	40,935,816	3.7	-	インドネシア	15,878,700	1.6	-56.9	ロシア	26,653,136	-
ブラジル	30,534,874	2.8	0.6	エチオピア	15,460,140	1.5	-26.5	ブラジル	22,421,321	ミックス
エチオピア	29,710,356	2.7	-2.9	ベトナム	14,235,048	1.4	21.2	エチオピア	22,585,248	-
フィリピン	29,419,392	2.7	-9.4	ブラジル	14,307,769	1.4	-41.4	フィリピン	20,745,468	-
コロンビア	27,989,120	2.6	6.7	フィリピン	12,071,544	1.2	-23.7	ウガンダ	15,854,700	ミックス
ケニア	16,299,400	1.5	30.0	マダガスカル	10,026,570	1.0	31.7	コロンビア	15,787,613	+
ウクライナ	15,443,289	1.4	-	ガーナ	8,918,915	0.9	147.5	タンザニア	14,811,201	+
ペルー	13,107,010	1.2	-8.4	ネパール	9,432,875	0.9	-	ケニア	11,723,030	ミックス

出所：http://millenniumindicators.un.org/unsd/mi/mi_goals.asp をもとに筆者作成。

たは改善傾向がほとんどみられない国とを区別し、後者に力点をおいて援助を増やす必要がある。表2はHead Count Ratioと1ドル以下のそれぞれの貧困人口比率の変化率を示している。そして、これらの変化率が二つの指標とも増加傾向にある場合には＋とし、減少傾向にある場合には－とした。一つの指標が増加傾向、もうひとつの指標が減少傾向を指し示している場合にはミックスとしている。貧困者数自体の変化率を用いない理由は、もともになる貧困人口比率指標が時系列データとしてほとんど入手できない国が多いことと、人口データと貧困人口比率の算出時が異なることで、貧困者数が大きく変化する可能性があるからである。

貧困人口比率が上昇している要注意国は、ナイジェリア、ベトナム、コロンビア、タンザニアであり、これらの諸国で援助を増やす努力が必要であると判断される。中国は貧困者の絶対数が依然として多いものの、過去20年間の平均成長率が8%ときわめて高い経済成長を実現し、貧困者数は大幅に減っている。その上、中国が享受するODA総額は2000-02年平均で中国のGNIの僅か0.1%程度に過ぎないが（過去最高の1990-94年でも0.6%程度）、世界から中国への直接投資は毎年GNIの5%を越えている。しかも、貿易黒字を持続しているため、外貨準備は6000億ドルを超え、世界第2位の

表3 ミレニアム開発目標の進展度

	全開発途上国	東アジア	ヨーロッパ	中南米	中東・北アフリカ	南アジア	サブサハラ・アフリカ
貧困人口比率							
1990年(%)	29.0	27.6	1.6	16.8	2.4	44.0	44.7
1999年(%)	22.7	14.2	3.6	15.1	2.3	36.9	46.7
目標達成に必要な年間変化率(%)	-2.8	-0.2	-9.4	-3.7	-4.1	-3.2	-4.2
栄養不足人口比率							
1990-92年(%)	21.0	21.0		13.0	8.0	27.0	35.0
1996-98年(%)	18.0	17.0	6.0	11.0	10.0	23.0	34.0
目標達成に必要な年間変化率(%)	-3.0	-2.7		-2.9	-5.1	-3.0	-3.7
初等教育実質就学率							
1990年(%)	81.0	96.0	85.0	84.0	82.0	66.0	54.0
1998年(%)	84.0	97.0	93.0	94.0	86.0	73.0	60.0
目標達成に必要な年間変化率(%)	1.0	0.2	0.4	0.5	0.9	1.9	3.0
初等・中等教育の男生に対する 女生の割合							
1990年(%)	82.0	84.0	90.0	98.0	79.0	68.0	79.0
1998年(%)	86.0	89.0	88.0	99.0	84.0	78.0	80.0
目標達成に必要な年間変化率(%)	2.2	1.6	1.9	0.2	2.5	3.6	3.2
5歳以下の乳幼児千人当たりの死亡数							
1990年(人)	88.0	55.0	34.0	49.0	72.0	121.0	155.0
2000年(人)	84.0	45.0	35.0	37.0	54.0	96.0	162.0
目標達成に必要な年間変化率(%)	-7.0	-6.0	-5.3	-5.5	-5.4	-5.8	-7.6
医師または看護婦の立会による出産							
1990年(%)		50.0		72.0	50.0		49.0
1999年(%)		61.0		77.0	61.0		46.0
目標達成に必要な年間変化率(%)		2.4		1.0	2.4		4.2
HIV/AIDS感染者数(人)		1,000,000	1,000,000	1,820,000	440,000	6,100,000	28,100,000
成人感染率(%)		0.1	0.5	0.6	0.2	0.6	8.4
安全な水にアクセスのある人口							
1990年(%)	27.0	30.0		19.0	16.0	20.0	51.0
2000年(%)	21.0	25.0	10.0	15.0	11.0	13.0	45.0
目標達成に必要な年間変化率(%)	-2.9	-3.4		-3.0	-2.1	-1.7	-3.8
公衆衛生にアクセスのある人口							
1990年	56.0	62.0		28.0	22.0	69.0	45.0
2000年	48.0	53.0		22.0	17.0	64.0	45.0
目標達成に必要な年間変化率(%)	-3.6	-3.6		-3.0	-2.9	-4.1	-4.6

出所：Devarajan, Miller and Swanson (2002) をもとに筆者作成。

外貨保有国となっている。したがって、中国にとって都市・農村の所得格差を含め更なる貧困者数の削減は重要な課題ではあるが、今後も現行の経済成長率を持続し、多額の民間資本が流入することが予想されることから、援助の役割はますます小さくなっていると言える。したがって、中国への援助は段階的に削減し、貧困者数が増加あるいはほとんど改善していない開発途上国に援助を増やしていく必要があると思われる。

また、援助の増額対象かどうかの判断をする際にこうした順序付けに加えて、1人当たり所得水準をみる必要がある。同表によると、2003年の1人当たりGDPが3528ドルのロシア、4677ドルのブラジル、2321ドルのコロンビアは中所得国であることから、援助の必要性は相対的に低いと言える。こうした諸国では国内の貧困問題は適切な財政移転政策や社会保障制度の拡充で改善していくことが可能である。したがって、ナイジェリア、ベトナム、タンザニアなどの低所得国および低中位所得への支援を強化することが重要であると判断される。

MDGsは8大目標21指標から構成されていることから、MDGs第一目標の貧困人口比率以外の指標を選択することも検討に値する。しかし、一般的に貧困人口の大きい国では、人的資本も著しく不足しており、他のミレニアム目標においても状況の悪い国が多い。表3はMDGs指標について、

1990 年と最近の状況についてのデータを示している。さらに、同表は 2015 年までに各ミレニアム目標を達成するために必要とされる年間変化（改善）率を示している。この比率が絶対値でみて大きいほど、現在の状況が深刻であることになる。これによると、どの指標においてもサブサハラ・アフリカ地域がもっとも深刻な状況下にあり、2015 年までに目標達成がもっとも難しい地域であることがわかる。ついで、南アジア地域もそれほど進展がみられない。また、表 3 では指標によっては 2015 年までに目標を達成するために今後必要とされる年間改善率がサブサハラ・アフリカ地域や南アジア地域を上回る地域が示されているが、そうした地域ではもともと貧困状況がかなり改善されているため、改善率が大きくてもそれほど大きな問題とならないことに留意する必要がある。このことから、第一目標に注目して議論を進めても選定国において大きなずれが発生する余地は少ないと考えられる。

4-2 二つの選定基準と制度・ガバナンス指標

各国の貧困人口比率にもとづく第一選定基準を用いるか、貧困者数にもとづく第二選定基準を用いるかは議論の余地がある。MDG s の第一目標は 1990 年から 2015 年までに 1 日 1 ドル以下の所得で生活する人々の割合の半減に置かれている以上、MDG s を達成するためには第一選定基準を重視すべきである。しかし、世界の貧困者数を早急に削減するためには第二選定基準も無視できない。表 1 と表 2 より、第一選定基準と第二選定基準を満たす国はタンザニア、ウガンダ、ナイジェリアである。これらの国への援助は MDG s 第一目標の貧困人口比率や貧困ギャップ比率を低下させるだけでなく、世界の貧困者数の削減に寄与することになる。

つぎに、上記 2 つの選定基準にもとづいて、それぞれの諸国のマクロ経済状況（エコノミック・リスク）、対外債務状況（ファイナンシャル・リスク）、制度・ガバナンス・政治状況（ポリティカル・リスク）を検討する。これらのデータは米国のシンクタンク PRS Group が 140 ヶ国を対象に 1984 年から独自の情報収集方法を通して編集している International Country Risk Guide Rating 指標を用いる。エコノミック・リスクはマクロ経済状態の相対的な良好さを反映しており、この格付けが高まるほどマクロ経済状態が改善していることを示している。これは複合指標で、このなかに含まれる指標は、1 人当たり GDP、GDP 成長率、インフレ率、財政収支の対 GDP 比、経常収支の対 GDP 比である。ファイナンシャル・リスクは対外債務の持続可能性を示しており、この指標が上昇するほど対外債務の持続可能性が高くなることを示している。ファイナンシャル・リスクも複合指標であり、対外債務の対 GDP 比、対外債務支払いの対輸出比、経常収支の対輸出比、外貨準備・輸入倍率（月数）、為替レート（対ドル）の安定性（変化率）から構成されている。エコノミック・リスクもファイナンシャル・リスクも最低値はゼロ、最高値は 50 ポイントである。15 ヶ国の中でエコノミック・リスクが最も低い優等国はタンザニアであり、ファイナンシャル・リスクが最も低い国はナイジェリアである。

ポリティカル・リスクは、政府の安定性、官僚の質、説明責任、汚職、法・秩序、投資プロフィール、社会経済状況、対外紛争、国内紛争、宗教対立、軍の政府への関与、宗教の政府への関与など 12 リスク指標から構成されている。政府ガバナンスに関連する指標として、官僚の質リスク、政府の安定性リスク、汚職リスクがあげられる。官僚の質リスクは政権が交代しても政策変更を最小限にできる

能力と専門性を保有している程度を示している。政府の安定性リスクは、政府が公約したプログラムを遂行する能力と政権を持続する能力を測定している。汚職リスクは過剰な縁故主義、縁故採用、政党の裏金、政治と産業の癒着、政策遂行上の賄賂の要求などの状態を反映している。それぞれ最低値はゼロとなるが、最高値は官僚の質リスクは4ポイント、政府の安定性リスクは12ポイント、汚職リスクは6ポイントとなっている。最高値が異なるのはPRS Groupが複合指標であるポリティカル・リスク格付けの構成項目に与えているウェイトが異なっているからである。また、値が大きくなるほどリスクが低下し、ガバナンスの状態が良好であることを示している。

さらに、ポリティカル・リスクの中の国全体のガバナンスを測る指標として、法・秩序リスク、民主的説明責任リスク、および投資プロフィールを指摘できる。法・秩序リスクは司法制度基盤の強固さを示し、これが強いほど犯罪率が低下すると考えられる。民主的説明責任は、政府が国民意識に敏感な程度を示し、民主社会として成熟しているほど民主的説明責任リスクが低下する。いずれも最低値はゼロをとる。最高値は法・秩序リスクは12ポイント、民主的説明責任リスクは6ポイントをとる。投資プロフィールは、エコノミック・リスクやファイナンシャル・リスクなどに反映されないリスクで、契約履行、利益送還、支払いの遅れなどの指標をもとに作成されている。社会経済状況リスクは、政府の行為を抑制し、社会の不満足感を吸収するような社会経済的圧力が存在しているかどうかを示しており、失業状態、消費者コンフィデンス、貧困状況などの指標を参考にして作成されている。ポリティカル・リスクは最低値がゼロ、最高値は100ポイントをとる。15ヶ国の中で最もポリティカル・リスクが低い優等国はモザンビークである。

そして、これら3つのタイプのリスク指標それぞれについて順位付けをし、その順位を単純平均し、総合評価の高い順に順序付けしたのが表4の最後の列である。これによると、ガーナ、ウガンダ、ナイジェリア、モザンビークが最も高い総合評価が得られている。次いで、ブルキナ・ファソ、タンザニア、マダガスカルが高い評価を得ており、これらの諸国は比較的良い経済政策を実施しており、対外債務状況も比較的安定的で、ポリティカル・リスクが低い。したがって、こうした諸国に優先的に援助を供与すれば、援助が経済成長ならびに貧困削減をもたらす効果が高いと考えられる。

さらに、表4ではポリティカル・リスクの構成指標のなかで受益国の努力によってある程度改善できる指標として、官僚の質、汚職、民主的説明責任、投資プロフィール、法と秩序など5つのリスク指標を参考として示してある。総合評価としてのポリティカル・リスクが高くとも、これら5つの指標格付けがすべて高い格付けとなるとは限らない。きわめて低いポイントしか得られていない制度・ガバナンス指標は今後改善すべき課題として重視していく必要がある。たとえば、タンザニアでは官僚の質が1、汚職が2、バングラデッシュでは汚職が1、官僚の質が2、ケニアでは官僚の質が2ときわめて低い格付けを得ている。したがって、こうした諸国ではこれらの制度・ガバナンス指標の改善をもたらすような援助を供与していく必要がある。たとえば、援助供与額の配分においてこれらの指標のウェイトを大きくすることなどの方法も検討に値すると思われる。

次に、貧困の絶対数にもとづく第二選定基準で選定された国について、同じような格付けを行ったのが表5である。中国、ロシアがもっとも高い順位となっており、次いでインド、フィリピン、ベト

表4 第一選定基準：貧困人口比率の高い国の政策環境（上位15ヶ国）

	エコノミック リスク	ファイナンシャル リスク	ポリティカル リスク	官僚の質	汚職	民主的 説明責任	投資 プロフィール	法と 秩序	順位
ウガンダ	33.5	35.0	56.0	2	2	3	9	9	2
ザンビア	26.0	24.0	57.5	1	2	4	6	6	10
マダガスカル	28.0	32.0	60.0	1	4	5	8	8	5
マリ	24.0	31.5	61.5	0	3	3	8	8	8
ニジェール	31.0	25.5	58.0	1	1	5	8	8	8
ナイジェリア	32.0	38.5	44.5	1	1	3	5	5	2
ジンバブエ	9.5	21.0	40.5	2	0	1	2	2	13
ブルンジ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	22.0	27.0	59.5	1	3	6	8	8	10
マラウイ	26.0	27.0	56.5	2	2	4	8	8	10
モザンビーク	25.5	34.0	63.0	1	2	3	9	9	2
タンザニア	34.5	21.0	60.5	1	2	4	8	8	5
レソト	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	29.5	33.5	61.5	2	3	3	7	7	1
ブルキナファソ	29.5	23.5	62.5	1	2	4	9	9	5
平均	28.6	30.3	58.6	1.4	2.2	3.8	7.4	7.4	

注：－はデータが入手できない場合を指す。

出所：PRS Group データベースをもとに筆者作成。

表5 第二選定基準：貧困人口の多い国の政策環境（上位15ヶ国）

	エコノミック リスク	ファイナンシャル リスク	ポリティカル リスク	官僚の質	汚職	民主的 説明責任	投資 プロフィール	法と 秩序	順位
インド	35.5	44.0	59.5	3	2	6	9	9	3
中国	39.0	45.5	70.0	2	2	1	11	8	1
ナイジェリア	32.0	38.5	44.5	1	1	3	5	5	15
バングラデッシュ	35.5	39.5	49.0	2	1	3	11	7	7
インドネシア	36.5	33.5	51.5	2	1	5	9	6	7
パキスタン	37.0	40.5	50.0	2	2	1	10	4	6
ベトナム	36.0	37.5	65.0	2	2	1	11	7	3
ロシア	40.0	43.0	67.0	0	2	4	12	9	2
ブラジル	33.0	31.0	70.5	2	4	5	10	8	7
エチオピア	33.0	31.5	53.5	1	2	4	7	7	13
フィリピン	36.0	36.5	65.5	3	2	5	8	9	3
ウガンダ	33.5	35.0	56.0	2	2	3	9	9	11
コロンビア	32.5	36.5	53.5	2	3	3	8	9	13
タンザニア	34.5	21.0	60.5	1	2	4	10	8	11
ケニア	32.0	38.5	61.5	2	4	5	9	10	7
平均	35.1	36.8	58.5	1.8	2.1	3.5	9.3	7.7	

注：－はデータが入手できない場合を指す。

出所：PRS Group データベースをもとに筆者作成。

ナムが高い評価が得られている。そして、ケニア、タンザニア、パキスタン、バングラデッシュなどが比較的评价が高い。インドは高い総合評価を受けているが、貧困人口比率が減少していることから、中国と同様に同国に対して支援を継続する場合には、貧困者数の更なる大幅な削減や地球温暖化などの環境対策に寄与する支援に焦点を絞ることが重要である。

さらに、第一選定基準と第二選定基準を比べると、ウガンダ、ナイジェリア、タンザニアがどちらの選定国にも含まれている。しかし、第一選定基準での総合評価はそれぞれ第2位、第2位、第5位と高い評価を受けているのに対して、第二選定基準では第それぞれ第11位、第15位、第11位と最下位に近い評価となっている。ナイジェリアとタンザニアの順位が二つの基準の間で逆転している理

由は、それぞれのリスク指標での順位が異なっているからである。また、これらの諸国が第二基準で大幅に順位が悪化している理由は、第一選定基準の選定国のエコノミック・リスクとファイナンシャル・リスクが全体として第2基準の選定国と比べて悪い状態にあることを反映していることにある。表4と表5には選定国平均のエコノミック・リスク、ファイナンシャル・リスク、ポリティカル・リスクが示してある。これによると、第一選定基準で選定された国の平均はそれぞれ28.6、30.3、58.6、第2基準選定国の平均は35.1、36.8、58.5となっている。この数値から、第一選定基準と第2選定基準の選定国はポリティカル・リスクについては大きな差がなく、格差は主としてエコノミック・リスクにあることがわかる。世界で最も貧困人口比率が大きく、経済成長も低迷している諸国がサブサハラ・アフリカ地域に集中していること、そしてその多くが第一基準選定国に含まれている。このことは、ポリティカル・リスクに代表される制度・ガバナンスの改善だけでなく、マクロ経済パフォーマンス自体が改善するようなマクロ経済政策が経済開発戦略にとって重要であることを示唆している。

最後に、各国のエコノミック・リスク、ファイナンシャル・リスク、ポリティカル・リスクの総合評価を示している表4と表5をもとに、各国の対外債務状況をみて、適切な援助方法について考える。対外債務状況として、対外債務残高の対GDP比と対外債務支払いの対輸出比（対外債務支払比率）を用いる。これら二つの指標はファイナンシャル・リスク指標に含まれているが、最近ではこれらの指標の重要性は高まっている。それは、近年、ドナーが借款からグラントへシフトさせる傾向を示していることと関わりがある。その背景には低所得国の対外債務累積に対する懸念が反映されている。したがって、これらの二つの指標をもとに対外債務状況が深刻な国についてはグラントを必要とする国とし、そのなかでただちにグラントを供与できる国と政策や制度・ガバナンスの環境が改善するにつれて徐々に増やしていくべき国とに分けるのが適切であると思われる。

表6は2003年の対外債務残高・GDP比率と対外債務支払・輸出比率を示している。データはPRS Groupより入手している。一般的に、低所得国は対外債務残高・GDP比率が高い水準にあっても、グラントや譲許的融資が多いため、対外債務支払比率は低い水準にある。したがって、判断の基準は主として対外債務残高・GDP比率が中心となる。第一選定基準の選定国は対外債務・GDP比率が高く、対外債務残高比率の平均は145%に達し、第二選定基準国の二倍に近い。最も低い国のウガンダで57%、最も高い国のタンザニアで425%に達している。とくに、ザンビア、ジンバブエ、マラウイ、タンザニアは債務残高比率が極めて大きく、早急に債務救済が必要とされる国と考えられる²⁾。

さらに、比較的良い政策へのコミットメントが強く、制度・ガバナンス環境が良好ないわゆる良い政策環境にある国については、援助額をただちに増やしても援助吸収能力が高いと考えられる。こうした良い政策環境にある国は、ウガンダ、マダカスカル、マリ、ナイジェリア、モザンビーク、タンザニア、ガーナ、ブルキナ・ファソ等であるので、これらの諸国に対してはただちに援助額を増やす

2) 一般的に、ある程度の対外借入れは貯蓄制約と外貨制約を同時に緩和し、資本蓄積や人的資本の蓄積を可能し、経済成長にプラスの効果をもたらすと考えられる。しかし、対外債務が累積すると経済成長を阻害するマイナスの効果が生じる可能性がある。その理由は、債務が国の支払い能力を超えると予想される場合に、将来の国内投資や海外からの投資を増大させてアウトプットを増やしても将来課税によって搾取される可能性が高まるからである。このため、新規投資が行われず経済成長が高まらない「デット・オーバーハング（Debt Overhang）」現象が発生する。このことは、横軸に対外債務残高の現在価値、縦軸に期待される債務支払い額をとると、逆U字型曲線が描けることを意味する。Pattillo et al.(2002)は対外債務残高の現在価値・輸出比率を用いて、

表 6 対外債務状況と開発援助の形態

第一基準	対外債務/GDP 2003年	対外債務支払比率 2003年	援助額	第二基準	対外債務/GDP 2003年	対外債務支払比率 2003年	援助額
ウガンダ	57.0	12.4	増額	インド	19.0	11.8	増額
ザンビア	167.8	28.0 債務救済	段階的	中国	13.7	11.5	-
マダガスカル	92.0	16.0	増額	ナイジェリア	66.1	9.9	増額
マリ	114.0	9.8	増額	バングラデシュ	33.5	9.1	増額
ニジェール	85.0	36.4	段階的	インドネシア	64.7	25.7	増額
ナイジェリア	66.1	9.9	増額	パキスタン	48.1	6.8	増額
ジンバブエ	173.5	0.0 債務救済	段階的	ベトナム	38.3	7.5	増額
ブルンジ	-	-	-	ロシア	46.6	10.1	-
ニカラグア	279.9	9.4 債務救済	段階的	ブラジル	47.8	60.3	-
マラウイ	180.4	20.0 債務救済	段階的	エチオピア	102.3	22.4	増額
モザンビーク	91.0	8.2	増額	フィリピン	71.4	17.2	増額
タンザニア	425.0	30.0 債務救済	増額	ウガンダ	57.0	12.4	増額
レソト	-	-	-	コロンビア	55.9	38.0	-
ガーナ	91.4	5.0	増額	タンザニア	425.0	30.0	増額
ブルキナファソ	63.0	24.8	増額	ケニア	37.5	8.2	増額
平均	145.1	16.1		平均	75.1	18.7	

注：－はデータが入手できない場合を指す。

出所：世界銀行、World Development Indicator データベースをもとに筆者作成。

のが望ましいと判断される。一方、それ以外の諸国については援助吸収能力が比較的低いと考えられるので、これらの国についてはただちに援助増額という形で支援を強化するのはなく、技術協力と政策対話を中心に支援を行なう。同時に、これらの国においてマラリア・結核・AIDS/HIVなどの感染症対策や初等教育の普及に努めている国際 NGO などへ支援が望ましいと考えられる。そして、環境が整備され改善がみられるについて、段階的に援助額を増やしていくのが望ましい。

つぎに、第二選定基準の選定国については、所得水準の高いロシア、ブラジル、コロンビア、並びに前述した理由により中国は検討からはずすことにする。第二基準選定国の中で政策環境が良好な国についてはただちに援助額の増額を認めるのが望ましい。第二選定基準の選定国のなかで援助額をただちに増やせる国はほとんどの国が該当する。インドネシアは総合評価が低いがポリティカル・リスクが低いいため援助吸収能力は高いと判断し、ただちに借款を増やせる国と判断する。

4-3 二つの選定基準とドナー国の援助供与実績

つぎに、第一選定基準と第二選定基準にもとづき選出された国に対する日本および DAC ドナー 22 ヶ国の支援状況をみていくことにする。表 7 は第一選定基準の貧困人口比率にもとづき上位に位置する国に対する日本および DAC ドナー 22 ヶ国の ODA 供与額の総額（純額）に占める割合である（旧社会主義諸国や卒業国は除いている）。表 8 は第二選定基準の貧困者数にもとづき上位に位置する国に対する日本および日本を含む DAC ドナー 22 ヶ国の二国間援助の総額（純額）に占める割合である。また、1960-1989 年と 1990-2002 年にわけて、それぞれの総額に占める割合を算出している。1990 年で分けている理由は、1990 年代からドナー・コミュニティにおいて貧困削減への意識が高まったこと、冷戦前後で支援対象国が変化している可能性があるからである。

これらの表から明らかなことは、日本の ODA 供与先は地域的な偏りが大きいことである。日本は第一選定基準上位に位置する国に対する支援額は少なく、1960-1989 年の 4.9% から 1990-2002 年

には7.5%に増えているに過ぎない。DAC ドナー国全体ではこれらの諸国への支援額が10.6%から16.2%に上昇していることから、日本の支援は第一基準国に対して相対的に小さいことがわかる。

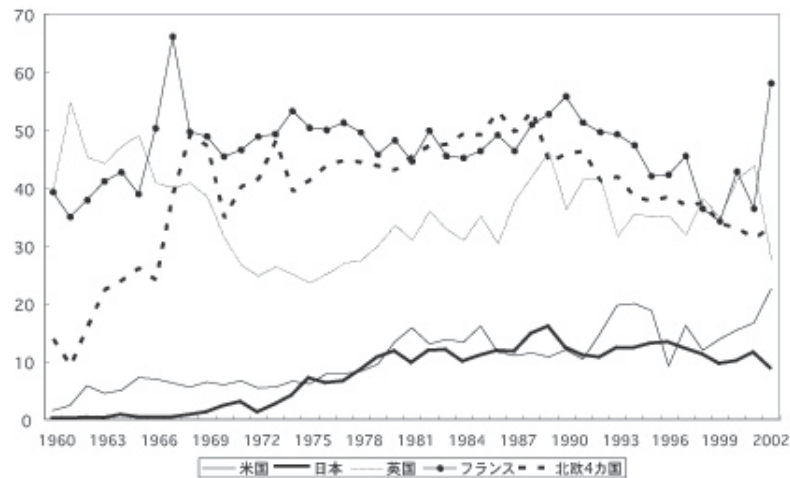
一方、第二選定基準にもとづき上位に位置している国に対する支援については日本の供与比率はDAC ドナー 22 ヶ国の供与比率をはるかに上回っている。これは上位 15 ヶ国のなかに、中国、インドネシア、インドなどのアジア諸国が多く含まれていることによるものである。日本の ODA 支援がアジアに偏っている傾向は援助が戦後賠償および準賠償として開始したこと、経済復興を続ける日本が輸出拡大の契機として ODA を用いたことが関係している（小浜 [1992]、渡辺・三浦 [2003]）。また、中国に対しても、日本の対中円借款は 1979 年に大平正芳首相（当時）の訪中を契機に開始し、中国が戦後賠償を放棄したことに対する配慮から支援を強化してきたし、中国政府も戦後賠償の代替処置とみなしてきた（政策構想フォーラム 2001）。

しかし、その後もアジア支援への集中が続いている。それは、第二選定基準にもとづく上位国への供与比率が 1960-89 年と 1990-2002 年でほとんど変わっていないことから明らかである。アジア重視は、相手国に対する認知度が高いこと、地理的に近いこと、経済的利害関係が強いことが指摘できる。相手国についての情報を多くもっていれば、それだけ借款を行なった場合にそれが返済されないリスクを引き下げることができる。事実、東アジア地域は経済発展を実現しており、相対的に制度・ガバナンス状況が良好であり、円借款の支払いも順調に進むことが多い。その意味で、これまでの日本の援助がアジアに傾斜していたことは、ODA が東アジアの経済発展に寄与し、比較的有効に用いられた可能性が高い。また、援助が経済関係を強化するための経済外交として使われる事実はどの国でもみられそれ自体否定すべきことではない。

しかし、MDG s が世界的に重視され、ドナー国の貢献が期待されるなかで、サブサハラ・アフリカ地域で相対的に良好な経済・政策環境にある国への支援を増やすこと、この点で日本がリーダーシップを発揮することへの期待は今後も高まっていくと考えられる。日本は、サブサハラ・アフリカ地域について特別援助枠を設けた支援は行っていない。図 1 は、サブサハラ・アフリカ地域に対する日本、米国、英国、フランス、ドイツの二国間 ODA 総額（純額ベース）それぞれに占めるシェアである。これによると、英国やフランスはサブサハラ・アフリカ地域を植民地支配した歴史的経験から、同地域への支援は大きい。しかし、注目すべき点は、サブサハラ・アフリカ地域との地理的に距離が離れており、地理的に近い中南米地域や石油などの経済的関心が高い中東地域への支援が大きい米国でもサブサハラ・アフリカ地域への支援を増やしていることである。植民地支配の歴史をもたない北欧諸国もサブサハラ・アフリカへの支援の比重は大きい。対照的に、日本は ODA 予算が減額されているうえに、同地域へのシェアが減っている。世界の貧困問題がサブサハラ・アフリカ地域に集中し、ドナー・コミュニティが同地域への支援の増強を打ち出している以上、日本も一定の割合をサブサハラ・アフリカへの支援に向けて確保する必要があると思われる。

さらに、最近では、これまで日本の援助の主要な受益国であった韓国、台湾、マレーシア、タイなどが援助受益国としての立場を卒業あるいは卒業まじかにある。2004 年 12 月には小泉首相は、対中支援の減額方針も打ち出している。このことは、日本にとって適切な援助供与先が従来から比べると

図1 サブサハラ・アフリカへの二国間 ODA 総額シェアの動向
(各国の二国間 ODA 純額に占める割合、%)



出所：OECD データベースをもとに筆者作成。

表7 第一選定基準：貧困人口比率の高い国への ODA 純額供与状況（上位 15 ヶ国）

	日本のODA総額に占める割合		DAC諸国のODA総額に占める割合	
	1960-1989	1990-2002	1960-1989	1990-2002
ウガンダ	0.1	0.3	0.5	1.5
ザンビア	0.1	0.9	0.9	1.6
マダカスカル	0.5	0.4	0.7	0.8
マリ	0.2	0.3	0.9	0.9
ニジェール	0.3	0.3	0.7	0.6
ナイジェリア	0.8	0.2	0.4	0.5
ジンバブエ	0.2	0.6	0.5	0.8
ブルンジ	0.1	0.1	0.4	0.4
ニカラグア	0.0	0.6	0.4	1.3
マラウイ	0.4	0.5	0.6	0.9
モザンビーク	0.3	0.5	0.9	2.3
タンザニア	1.1	1.4	1.9	2.2
レソト	0.0	0.0	0.3	0.2
ガーナ	0.7	1.2	0.8	1.3
ブルキナファソ	0.1	0.2	0.7	0.9
合計	4.9	7.5	10.6	16.2

出所：OECD データベースをもとに筆者作成。

表8 第二選定基準：貧困者数の多い国への ODA 純額供与状況（上位 15 ヶ国）

	日本のODA総額に占める割合		DAC諸国のODA総額に占める割合	
	1960-1989	1990-2002	1960-1989	1990-2002
インド	4.6	7.0	11.0	3.8
中国	9.1	13.2	2.0	4.9
ナイジェリア	0.8	0.2	0.4	0.5
バングラデッシュ	6.1	2.5	3.8	2.8
インドネシア	14.8	13.0	3.5	3.2
パキスタン	4.2	3.2	3.7	2.4
ベトナム	0.6	3.9	1.8	1.9
ロシア	-	-	-	-
ブラジル	1.4	1.3	1.0	0.5
エチオピア	0.0	0.0	1.2	1.9
フィリピン	8.3	6.5	1.5	1.9
ウガンダ	0.1	0.3	0.5	1.5
コロンビア	0.1	0.1	0.5	0.4
タンザニア	1.1	1.4	1.9	2.2
ケニア	1.5	1.4	1.5	1.3
合計	52.7	54.0	34.3	29.2

出所：OECD データベースをもとに筆者作成。

少なくなっていることを示している（中尾 2005）。このことから、日本の援助政策は東アジア重視から、援助供与国の多様化へと転換していく必要があることを意味している。

5 最後に

いかなる先進国においても、援助目的が開発途上国の経済開発・貧困削減だけでなく、外交的・軍事的目的など多様な理由で援助を実施しているのは事実である。援助を行う動機には、安全保障、開発促進、自然災害や紛争に対する人道的支援、移行経済諸国への支援、民主化、人口増加・食料保障・感染症対策など広範囲な目的を網羅していることが多い。

しかし、近年、ドナー・コミュニティでは新しい動きが起きている。それは、2000年のMDGs公約、2002年3月のモンテレイ・コンセンサス採択、2002年6月の主要国首脳会議では120億ドルの援助増額の半分をアフリカ地域への配分および（米国、EU、カナダによる）最大10億ドルの追加支援の提唱を始めとし、世界は貧困削減対策にこれまで以上に取り組んでいることから明らかである。援助政策に消極的であった米国もMCA案を提示し、50億ドルの追加支援を貧困削減に充てる方針を打ち出している。英国、フランス、北欧もミレニアム目標の達成への目標を明確にし、新しい援助戦略を模索している。

こうした世界の潮流の変化のなかで、日本はこうした動向を把握し、経済外交戦略の一環として具体的に明確なかつ対外的にアピールできる援助戦略を提示していく必要がある。ODA金額を削減している日本の動きは、貧困削減に取り組む姿勢を示しているドナー・コミュニティの動きと逆行しかねないおそれがある。世界第2位の経済大国として長期的視野で、有効な経済外交戦略を展開する必要がある。量で対応できなければ質の高い援助政策を模索すべき時期が来ている。アフガニスタン、イラク支援を強化しているのは高く評価できるが、その一方でそれ以外の低所得国への支援を削減するのであれば、援助外交全体としての総合評価は高まらない。明確な戦略をつくり、援助額の削減によるマイナスのイメージを相殺する新しい援助政策が必要である。

これまでの日本の援助政策は要請主義に基づいてきた。しかし、それは必ずしも受益国の経済成長・貧困削減をもたらしてきたとは限らず、しかも明確な戦略が欠如しているとの印象を与えるリスクがあった。また、日本の援助政策は個々の案件や援助の種類（円借款、無償資金協力、技術協力、多国籍間援助など）に応じた成果を問う傾向がある。これらの視点にもとづく評価は重要であるが、日本の援助政策全体が各受益国に対して有効な役割を果たしているのかという視点に立ち、援助全体をみて異なる援助タイプ（たとえば、プロジェクト対プログラム、経済インフラ対社会インフラ、借款対グラント）間の組み合わせ、時系的に援助額を調整する体制が必要である。さらに、今後は開発途上国主導で作成されているPRSPへの支援強化を中心に、ドナー間のさらなる連携を深めるのが望ましい。このことは、日本がこれまでの受動的な要請主義から能動的な援助政策へ転換していく必要があることを意味する。

日本の援助増額は、厳しい財政事情から、実行にはきわめて困難がともなうと予想される。また、

援助増額への国民の支持が得られる可能性も低い。そこで、本稿では援助総額を増やすのではなく、受益国間の援助配分について新しいアプローチを模索した。こうしたアプローチは一つの試案に過ぎないが、今後は、ODA 総額の一部（たとえば、ODA 総額の 30%）を後発国の MDG s 達成に向けて優先的に配分するなどを検討していく必要がある。その際に、本稿で提示した貧困人口比率に基づく第一基準や貧困の絶対数に基づく第二基準などのバランスを考慮に入れる必要がある。また、これらの諸国の中には深刻な対外債務問題を抱えている国もあるため、新規融資をしても支払い能力が低いと判断される場合には大幅な債務救済の実施とともにグラント（技術協力と無償資金協力）供与が望ましいと思われる。さらに、受益国の政策環境に合わせて、援助額をただちに増額するか、改善の度合いに合わせて段階的に増額するかを考える発想がますます重要になってくるとと思われる。

参考文献

- Burnside, Craig and David Dollar 1997. “Aid, Politics, and Growth,” Policy Research Paper No. 1777, World Bank.
- and ——— 1998. “Aid, the Incentive Regime, and Poverty Reduction,” Policy Research Working Paper No. 1937, World Bank.
- and ——— 2001. “Can the World Cut Poverty in Half? How Policy Reform and Effective Aid Can Meet the International Development Goals,” *World Development* 29: 1787-1802.
- Collier, Paul and David Dollar. 2002. “Aid Allocation and Poverty Reduction,” *European Economic Review* 45: 1-26.
- Devarajan, Shantayanan, William R. Easterly, and Howard Pack 2001. “Is Investment in Africa Too Low or Too High? Macro and Micro Evidence,” mimeo.
- Devarajan, Shantayanan, Margaret J. Miller and Eric V. Swanson 2002. “Goals for Development: History, Prospects and Costs,” United Nations, mimeo.
- Dollar, David and J. Svensson 2000. “What Explains the Success or Failure of Structural Adjustment Programmes?,” *Economic Journal* 110: 894-917.
- Easterly, William (2001) “The Failure of Development,” *Financial Times*, September 7.
- Heller, Peter S. and Sanjeev Gupta 2002. “Challenges in Expanding Development Assistance,” IMF Policy Discussion Paper 02/5.
- International Monetary Fund 2002. “Evaluation of the Prolonged Use of IMF Resources,” the Independent Evaluation Office’s Report, Washington: IMF.
- Killick, Tony 1991. “The Development Effectiveness of Aid to Africa,” Policy Research Working Paper No.646, World Bank.
- Mosley, P., J. Harrigan, and J. Toye 1995. *Aid and Power*. London: Routledge Press.
- Pattillo, Catherine, Helene Poirson and Luca Ricci (2002) “External Debt and Growth,” IMF Working Paper WP/02/69.
- Radelet, Steven 2003. *Challenging Foreign Aid*. Washington, DC: Center for Global Development.
- Ranis, Gustav 1995. “On Fast Disbursing Policy-Based Loans,” mimeo.
- Rose, Jim and Simon Hay 2001. “Three Steps Towards More Effective Development Assistance,” Treasury Working Paper No. 01/26, New Zealand Treasury Department.
- World Bank 1998. *Assessing Aid What Works, What Doesn’t and Why*, A World bank Policy Research Report, World Bank, Washington, D.C.
- 小浜裕久 (1992) 『ODA の経済学』 日本評論社。
- 政策構想フォーラム (2001) 「提言 No.43. 政府開発援助 (ODA) の国家戦略をつくれ」 2001 年 7 月 17 日。

中尾武彦（2005）「我が国の ODA と国際的な援助潮流—特に国際金融の視点から」『ファイナンス』
1 月号、2 月号。

渡辺利夫・三浦有史（2003）「ODA（政府開発援助）日本に何かできるか」中公新書。

既刊「総合政策学ワーキングペーパー」一覧*

番号	著者	論文タイトル	刊行年月
1	小島朋之 岡部光明	総合政策学とは何か	2003 年 11 月
2	Michio Umegaki	Human Security: Some Conceptual Issues for Policy Research	November 2003
3	藤井多希子 大江守之	東京圏郊外における高齢化と世代交代 —高齢者の安定居住に関する基礎的研究—	2003 年 11 月
4	森平爽一郎	イベントリスクに対するデリバティブズ契約	2003 年 11 月
5	香川敏幸 市川 顕	自然災害と地方政府のガバナンス ～1997 年オーデル川大洪水の事例～	2003 年 12 月
6	巖 網林 松崎 彩 嶋原美可子	地域エコシステムのマッピングとエコシステム サービスの評価 —地域環境ガバナンスのための GIS ツールの適用—	2003 年 12 月
7	早見 均 和気洋子 吉岡完治 小島朋之	瀋陽市康平県における CDM（クリーン・デベロ プメント・メカニズム）の可能性と実践：ヒュー マンセキュリティに向けた日中政策協調の試み	2003 年 12 月
8	白井早由里	欧州の通貨統合と金融・財政政策の収斂 —ヒューマンセキュリティと政策対応—	2003 年 12 月
9	岡部光明	金融市場の世界的統合と政策運営 —総合政策学の視点から—	2003 年 12 月
10	駒井正晶	PFI 事業の事業者選定における価格と質の評価方 法への総合政策学的接近	2003 年 12 月
11	小暮厚之	生命表とノンパラメトリック回帰分析 —我が国生保標準生命表における補整の考察—	2004 年 1 月
12	Lynn Thiesmeyer	Human Insecurity and Development Policy in Asia: Land, Food, Work and HIV in Rural Communities in Thailand	January 2004
13	中野 論 鄭 雨宗 王 雪萍	北東アジアにおけるヒューマンセキュリティを めぐる多国間政策協調の試み：日中韓三国間の CDM プロジェクトの可能性	2004 年 1 月

* 各ワーキングペーパーは、当 COE プログラムのウェブサイトに掲載されており、そこから PDF 形式で全文ダウンロード可能である（但し一部の例外を除く）。ワーキングペーパー冊子版の入手を希望される場合は、電子メールで当プログラムに連絡されたい（coe2-sec@sfc.keio.ac.jp）。また当プログラムに様々なかたちで関係する研究者は、その研究成果を積極的に投稿されんことを期待する（原稿ファイルの送信先：coe2-wp@sfc.keio.ac.jp）。なお、論文の執筆ならびに投稿の要領は、当プログラムのウェブサイトに掲載されている。
当プログラムのウェブサイト <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>>

14	吉岡完治 小島朋之 中野 諭 早見 均 桜本 光 和気洋子	瀋陽市康平県における植林活動の実践： ヒューマンセキュリティの日中政策協調	2004 年 2 月
15	Yoshika Sekine, Zhi-Ming YANG and Xue-Ping WANG	Air Quality Watch in Inland China for Human Security	February 2004
16	Patcharawalai Wongboonsin	Human Security and Transnational Migration: The Case in Thailand	February 2004
17	Mitsuaki Okabe	The Financial System and Corporate Governance in Japan	February 2004
18	Isao Yanagimachi	Chaebol Reform and Corporate Governance in Korea	February 2004
19	小川美香子 梅嶋真樹 國領二郎	コンシューマー・エンパワーメント技術 としての RFID —日本におけるその展開—	2004 年 2 月
20	林 幹人 國領二郎	オープンソース・ソフトウェアの開発メカニズム —基幹技術開示によるヒューマンセキュリティ—	2004 年 2 月
21	杉原 亨 國領二郎	学生能力を可視化させる新しい指標開発 —経過報告—	2004 年 2 月
22	秋山美紀	診療情報の電子化、情報共有と個人情報保護に ついての考察—ヒューマンセキュリティを実現 する制度設計に向けて—	2004 年 3 月
23	飯盛義徳	地域活性化におけるエージェントの役割 —B2B システムによる関係仲介とヒューマン セキュリティ—	2004 年 3 月
24	山本悠介 中野 諭 小島朋之 吉岡完治	太陽光発電のユーザーコストと CO ₂ 削減効果： 大学におけるヒューマンセキュリティへの具体的 取組みに向けて	2004 年 3 月
25	Jae Edmonds	Implications of a Technology Strategy to Address Climate Change for the Evolution of Global Trade and Investment	March 2004
26	Bernd Meyerab Christian Lutza Marc Ingo Woltera	Economic Growth of the EU and Asia. A First Forecast with the Global Econometric Model GINFORS	March 2004
27	Wei Zhihong	Economic Development and Energy Issues in China	March 2004
28	Yoginder K. Alagh	Common Futures and Politics	March 2004

29	Guifen Pei Sayuri Shirai	China's Financial Industry and Asset Management Companies—Problems and Challenges—	April 2004
30	Kinnosuke Yagi	Decentralization in Japan	April 2004
31	Sayuri Shirai	An Overview of the Growing Local Government Fiscal Problems in Japan	April 2004
32	Sayuri Shirai	The Role of the Local Allocation Tax and Reform Agenda in Japan—Implication to Developing Countries—	April 2004
33	山本 聡 白井早由里	経済安定の基盤としての地方自治体の財源問題 —地方交付税のフライペーパー効果とその実証分析—	2004 年 4 月
34	岡部光明 藤井 恵	日本企業のガバナンス構造と経営効率性 —実証研究—	2004 年 4 月
35	須子善彦 國領二郎 村井 純	知人関係を用いたプライバシー保護型マッチング システムの研究	2004 年 4 月
36	渡部厚志	「移動の村」での生活史：「人間の安全」としての 移動研究試論	2004 年 4 月
37	巖 網林	自然資本の運用による環境保全と社会発展のための フレームワークの構築—チンハイ・チベット高原を 事例として—	2004 年 4 月
38	榊原清則	知的メンテナンス・システムの構築をめざす アメリカの産学官連携プロジェクト	2004 年 5 月
39	白井早由里 唐 成	中国の人民元の切り上げについて —切り上げ効果の検証と政策提言—	2004 年 5 月
40	草野 厚 岡本岳大	対中国 ODA に関するメディア報道の分析 —新聞報道の比較を中心に—	2004 年 5 月
41	草野 厚 近藤 匡	政策決定過程におけるマスメディアの機能 —イージス艦派遣をめぐる議論における新聞報道 の影響—	2004 年 5 月
42	草野 厚 古川園智樹 水谷玲子	視聴率の代替可能性—メディア検証機構に焦点を 当てて—	2004 年 5 月
43	中川祥子	「信頼の提供」に基づいた NPO と行政のパートナー シップ・モデルの提示	2004 年 5 月
44	安西祐一郎	ヒューマンセキュリティへの総合政策学アプローチ	2004 年 5 月
45	小倉 都	日本における再生医療ビジネスの課題とベンチャー 企業の取り組み—ジャパン・ティッシュ・エンジニア リングの事例分析について—	2004 年 7 月
46	伴 英美子	高齢者介護施設における従業員のバーンアウトに	2004 年 7 月

47	伊藤裕一	「開かれた政策協調手法」の発展とその評価 — EU 雇用政策分野における取組みを中心に—	2004 年 7 月
48	Hideki Kaji Kenichi Ishibashi Yumiko Usui	Human Security of the Mega-cities in East and South-East Asia	July 2004
49	Takashi Terada	Thorny Progress in the Institutionalization of ASEAN+3: Deficient China–Japan Leadership and the ASEAN Divide for Regional Governance	July 2004
50	Sayuri Shirai	Recent Trends in External Debt Management Practices, Global Governance, and the Nature of Economic Crises —In Search of Sustainable Economic Development Policies—	September 2004
51	Sayuri Shirai	Japan, the IMF and Global Governance —Inter-Disciplinary Approach to Human Security and Development—	September 2004
52	Sarunya Benjakul	Equity of Health Care Utilization by the Elderly Population in Thailand during the Periods of the Economic Bubble and after the Economic Crisis: Human Security and Health Policy Options	September 2004
53	中林啓修	先進国の治安政策と「人間の安全保障」 — EU 司法・内務政策を巡る考察—	2004 年 9 月
54	Yuichi Ito	Globalisation, Regional Transformation and Governance — The Case of East Asian Countries —	January 2005
55	孫 前進 陳 宏 香川敏幸	东北亚经济空间形成中的流通环境分析 [中国語論文]	2005 年 1 月
56	厳 綱林 小島朋之 早見 均	运用京都协议书清洁开发机制 (CDM) 构筑可持续的 植树造林机制—日本庆应义塾大学与中国沈阳市 林业局合作造林的实践经验—[中国語論文]	2005 年 1 月
57	白井早由里	開発援助 (ODA) のもたらすマクロ経済問題 —総合政策学アプローチに向けて—	2005 年 1 月
58	白井早由里	援助配分・供与についての新しいアプローチ —ヒューマン・セキュリティとミレニアム開発 目標の達成に向けて—	2005 年 1 月

1. (シリーズの目的) 当ワーキングペーパーシリーズは、文部科学省 21 世紀 COE プログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点 --- ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して」の趣旨に沿って行われた研究成果をタイミングよく一般に公開するとともに、それに対して幅広くコメントを求め、議論を深めていくことにあります。このため編集委員会は、同プログラム事業推進担当者 30 名（以下 COE 推進メンバーという。当 COE ウェブページに氏名を掲載）またはその共同研究者等（下記の 4 を参照）による積極的な投稿を期待しています。なお、主として研究論文を集録する当シリーズとは別に、専ら研究資料を集録するために「総合政策学研究資料シリーズ (Policy and Governance Research Data and Document Series)」を 2004 年 6 月に新たに創設しました。当 COE の研究領域や研究内容等はウェブページ（本稿末尾）をご参照ください。

2. (集録論文の性格) シリーズに集録する論文は、原則として日本語、英語、または中国語で書かれた論文とします。集録対象は、未発表論文だけでなく、学会報告済み論文、投稿予定論文、研究の中間報告的な論文、当 COE 主催ワークショップ等における報告論文、シリーズの趣旨に合致する既発表論文（リプリント）など、様々な段階のものを想定していますが、性格的には原則として研究論文といえるものとします。集録論文のテーマは比較的広く設定しますが、上記趣旨に鑑み、原則として総合政策学ないしその方法論、あるいはヒューマンセキュリティに関連するものとします。このため、論文主題、論文副題、あるいは論文概要のいずれかにおいて原則として「総合政策学」または「ヒューマンセキュリティ」という用語のいずれか（または両方）が入っていることを当シリーズ採録の条件とします。

3. (投稿の方法) 投稿は、論文の文書ファイル（図表等が含まれる場合はそれらも含めて一つのファイルにしたもの）を電子メールによって下記にあてて送信してください。文書ファイルは、原則として MS-Word または LaTeX で書かれたものとします。後者による場合には、既刊ワーキングペーパーの様式に準じて作成していただき、そのまま印刷できる様式のもの（camera-ready manuscript）をご提出ください。なお、投稿の締切り期限は特に設けず、随時受け付けます。

4. (投稿資格) 当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員は直接投稿できるものとしますが、それ以外の研究協力者（共同研究者あるいは当 COE リサーチアシスタント等）は必ず当 COE 推進メンバーを経由して投稿してください。この場合、経由者となる COE 推進メンバーは、論文の内容や形式等を十分に点検するとともに必要な修正を行い、責任が持てる論文にしたうえで提出してください。投稿論文は、その著者として SFC 修士課程学生や SFC 学部学生を含む共著論文であってもかまいません（ただし学部学生は第一著者にはなれません）。著者として SFC 大学院以外の大学院生を含む場合には、修士課程学生は第一著者になれず、また博士課程学生も原則として第一著者になれません。研究協力者が SFC の内部者、外部者のいずれの場合でも、投稿論文の著者（複数著者の場合はそのうち少なくとも 1 名）は博士課程在籍中の学生またはそれ以上の研究歴を持つ研究者（当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員はこれに含まれる）であることを条件とします。

5. (論文査読の有無) シリーズの趣旨に鑑み、一般の学術専門誌のような論文査読は行わず、できるだけ幅広く集録してゆく方針です。ただし、シリーズの趣旨に合致する論文とはいいがたいと編集委員会が判断する場合には、編集委員会は、1) 当該論文の採録を見送る、2) 掲載するうえで必要な改訂（体裁その他の点）を著者をお願いする、3) 当シリーズではなく「総合政策学研究資料シリーズ」への採録に回す、などの対応をとることがあります。編集委員会が投稿原稿を受理した場合、通常 10 日以内に必要な改訂の有無を執筆者に電子メールで直接ご連絡します。なお、集録が決定した場合、鮮明な印刷原紙作成のために図表等の原データ（例えば Photoshop EPS など）の提出をお願いする場合があります。

6. (投稿料・原稿執筆料) 投稿料は不要です。一方、原稿執筆料は支払われません。集録論文の著者には当該ワーキングペーパーを原則として40部進呈いたします(それ以上の場合も十分対応できますので申し出て下さい)。

7. (著作権) ワーキングペーパーの著作権は、当該論文の執筆者に帰属します。

8. (公開方法) 本シリーズに含まれる論文は、編集委員会が統一的な様式に変換したうえで冊子体に印刷して公開します(既刊論文をご参照。なお提出原稿にカラー図表等が含まれていても構いませんが、それらは冊子印刷に際しては全てモノクロとなります)。またウェブ上においても、原則としてすべての論文をPDFファイル形式でダウンロード可能な状態で掲載し、公開します。

9. (原稿執筆要領) 提出原稿の作成にあたっては、次の点に留意してください。

1) A4版、横書き、各ページ1列組み(2列組みは不可)。

2) 活字サイズは、日本語または中国語の場合10.5~11ポイント、英語の場合11~12ポイントとする。1ページあたりの分量は、日本語または中国語の場合1ページ40字30行、英語の場合1ページ30行をそれぞれ目安とする。(これら3つの言語以外の言語による場合は適宜読み替える。以下同様。)

3) タイトルページ(1枚目)には、論題、著者名、著者の所属と肩書き(大学院生には修士課程在学中か博士課程在学中かを明記のこと)、著者の電子メールアドレスのほか、必要に応じて論文の性格(学会発表の経緯など)や謝辞を記載。「COEの研究成果である」といえる場合には必ずその旨を記載する。なお、日本語論文の場合は、論題(メインタイトルおよびサブタイトル)ならびに著者名の英語表示もページ下方に適宜記載する(当該論文には印刷しないが、英文ワーキングペーパー末尾に付ける既刊一覧表で必要となるため)。

4) その次のページ(2枚目)には、論題、著者名、概要、キーワード(4-6つ程度)を記載。概要は必須とし、一つのパラグラフで記載する。その長さは7-12行(日本語論文または中国語論文の場合は250字-400字程度、英文論文の場合は150語程度)を目安とし、単に論文の構成を記述するのではなく分析手法や主な結論など内容面での要約も必ず記述する。なお、中国語論文の場合の概要は、中国語に加え、英語または日本語でも付けること。

5) 本文は、その次のページ(3枚目)から始める。

6) タイトルページを第1ページとし、論文全体に通しページ(下方中央)を付ける。

7) 注は、論文全体として通し番号をつけ、該当ページの下方に記載する(論文の最後にまとめて記載するのではなく)。

8) 図と表は区別し、それぞれ必ずタイトルをつける。またそれぞれ通し番号をつける。それぞれの挿入箇所を明示する(図表自体は論文末尾に一括添付する)か、あるいは本文中に直接はめ込むか、いずれでもよい。

9) 引用文献は、本文の最後にまとめて記載する。その場合、日本語文献、外国語文献の順。日本語文献は「あいうえお」順、外国語文献は「アルファベット」順。

10) 文献リストには、引用した文献のみを記載し、引用しなかった文献は記載しない。

11) 論文の長さは、特に制約を設けないが、研究論文として最も一般的な長さと考えられるもの(本文が15-30ページ程度)を目安とする。

10. (投稿要領の改訂) 投稿要領の最新時点のものは、随時、当COEのウェブページに掲載します。

論文の投稿先: coe2-wp@sfc.keio.ac.jp

論文冊子の入手その他: coe2-sec@sfc.keio.ac.jp

論文のPDF版(COEウェブページ): <http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>

ワーキングペーパーシリーズ編集委員: 岡部光明(編集幹事)、梅垣理郎、駒井正晶